

転出証明書 郵便請求書

請求日 令和 年 月 日

これからの住所	都・道 府・県 (マンション名、室番号等)	市・区 町・村	番地 番 号
これからの世帯主氏名			
異動年月日	令和 年 月 日	※新住所に住み始めた日を記入してください。	

今までの住所	浜松市 区	町 丁目	番地 番 号
今までの世帯主氏名	(マンション名、室番号等)		

<異動者の氏名>		浜松市 での 続柄	性別	生年月日	マイナンバーカード等の 交付※裏面●
※転出する人、全員をご記入ください。 ※外国籍の方は、在留カード通りのアルファベット氏名をご記入下さい。			男・女	西暦・明・大・昭・平・令 .	有・無
			男・女	西暦・明・大・昭・平・令 .	有・無
			男・女	西暦・明・大・昭・平・令 .	有・無
			男・女	西暦・明・大・昭・平・令 .	有・無

請求者	住所	□上記、新住所に同じ		
	氏名 押印	⑨	転出者との 続柄	□ 本人(法定代理人) □ 新・旧 世帯主
	屋間に連絡のつく 電話番号	Tel (携帯・自宅等)	—	—
備考欄	●マイナンバーカードの申請 □未申請 □申請中 (申請者氏名:)			
	●紛失した書類 □国民健康保険被保険者証 □介護保険被保険者証 □後期高齢者医療被保険者証 □市民カード 理由記入欄:			
	●自己負担割合の証明書 → □必要 (後期高齢者医療に該当している人のみ記入)			

※「氏名・押印」欄については、請求者自身が署名した場合は、押印不要です。

※裏面の注意事項も必ずお読みください。

★同封するもの(①は必ず同封してください。※②～⑥は該当する場合に同封してください。)

①請求者の本人確認ができる身分証明書等のコピー

運転免許証やパスポート(旅券)、健康保険証等のコピー。

なお、郵送で転出届をした場合は、届出があったことを届出人宛(旧住所)に通知します。

※②送料分の切手を貼付した返信用封筒(これからの住所及び氏名を記載)

請求書と違う住所には送付できません。

※③国民健康保険被保険者証(有効期限内のもの)

※④介護保険被保険者証または介護保険資格者証

※⑤後期高齢者医療被保険者証

}... 国民健康保険、介護保険、
後期高齢者医療に該当している人

③, ④, ⑤を紛失した場合は、備考欄の該当項目にレ点を付けてください。事情があって同封できない場合は、その理由を必ずご記入ください。

⑤ 後期高齢者医療に該当している人には、自己負担割合の証明書(「負担区分等証明書」)を交付します。請求書備考欄の「自己負担割合の証明書」の項目『必要』にレ点を付けてください。証明書は転出証明書に同封します。

※⑥市民カード

印鑑登録や、証明書自動交付機の利用登録をしていた人は、カードをはさみで切るなどしたうえで同封してください。

※●マイナンバー(個人番号)カード等について <カードを同封する必要はありません>

マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードの交付を受けている人は、転出をした日から届出までの期間によって、取り扱いが異なるのでご注意ください。

★法定の期間内(転出した日の翌日から起算して14日以内)に転出届をする場合は、転入届の特例が適用されます。

⇒ 転出証明書は交付されません。転出届の処理が完了したことを電話にてご連絡します。

転入届の特例とは、住民基本台帳ネットワークを用いる転入届です。

転入手続きには、マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード(暗証番号の入力が必要です)を使用するため、転出証明書は交付されません。また、現在お使いのカードは、転入後に引き続き使用することが可能です。マイナンバーカード等の継続利用については、転入先市区町村へお問い合わせください。

※マイナンバーカード等を紛失した場合・備考欄に『マイナンバーカード(または住民基本台帳カード)紛失』と明記ください。転出証明書を交付します。(請求者は、カードを紛失した人としてください。)

★法定の期間を超えて転出届をする場合、交付を受けているマイナンバーカード等は失効します。

⇒ 転出証明書に準ずる証明書を交付します。返信用封筒を同封ください。

マイナンバーカード等は転入先の市区町村の窓口へ返納してください。

★転出者にマイナンバーカード申請中の人がいる場合は、備考欄に申請者氏名とマイナンバーカード申請中である旨をご記入ください。

注
意
事
項

※ 世帯の中に浜松市に残る人がいる場合

・世帯主が転出する場合は、原則として郵便での手続きができません。

世帯主変更の手続きが必要になりますので、浜松市 各区役所の区民生活課、または行政センター、協働センターで手続きをしてください。

・夫婦が別居する場合は理由をご記入ください。記入がないと転出証明書の発行ができません。

・世帯主は転出せずに15歳未満(義務教育終了前)の人が転出する場合は、親権者が了承しているかどうかをご記入ください。記入がないと転出証明書の発行ができません。

・国民健康保険加入の学生で、転出先でも引き続き浜松市の国保証を使用する場合は、郵便での転出手続きができません。

国民健康保険被保険者証、印鑑、学生証をご持参のうえ、浜松市各区役所の区民生活課または行政センターにて転出届および学生用被保険者証の交付申請をしてください。

※ 引越して間もない時は、ポストや玄関に表札を出してください。(配達されないおそれがあります)